

公募型プロポーザル方式（企画型） 沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託実施要領

1 目的

この要領は、「沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務」を委託するに当たり、参加資格、手続きを定め、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 : 沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託
- (2) 業務場所 : 沼田市内
- (3) 業務内容 : 沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託仕様書のとおり
- (4) 完了期日 : 令和9年3月31日
- (5) 予算上限額 : 2,481,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 契約方法 : 公募型プロポーザル方式（企画型）

3 選定方法

優先交渉者の選出は、公募型プロポーザル方式（企画型）によるものとし、沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託プロポーザル参加表明書を提出した事業者から提案書の提出を求め、優先交渉者を選出するプレゼンテーション審査会において総合的な評価を行い、最も優れた提案をした事業者を優先交渉者に選出する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 本業務に関する実施年度において、沼田市競争入札参加資格審査要領に規定する沼田市競争入札参加資格名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行例第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成9年告示第26条）による指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立を行っている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立を行っている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

5 日程

(1) 実施要領の公表	令和8年4月2日
(2) 質疑期間	令和8年4月2日 ～ 令和8年4月8日
(3) 参加表明書の提出	令和8年4月2日 ～ 令和8年4月10日
(4) 提案書の提出	令和8年4月13日 ～ 令和8年4月24日
(5) プレゼンテーション審査会	令和8年5月8日
(6) 審査結果の通知	令和8年5月11日 予定
(7) 契約締結・業務開始	令和8年5月中旬 予定

※ 日程は、状況により変更となる場合があります。

6 質疑応答

- (1) 受付期間 令和8年4月2日 午前9時から
令和8年4月8日 午後5時まで
- (2) 質問方法 沼田市役所 産業振興課企業誘致推進室に事前連絡の上、電子メールにて質疑応答書（様式1）を提出すること。（持参可）

mail : sangyo03@city.numata.lg.jp

7 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書を提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年4月2日 午前9時から
令和8年4月10日 午後5時まで
- (2) 提出方法 参加表明書(様式2)に参加資格要件確認書(別紙)を添付し、持参または郵送により提出すること。
郵送の場合は、配達日時及び配達された事を証明できる方法とする。
- (3) 提出先 14に記載の担当部署
- (4) 資格審査 実施要領に基づき参加資格を審査し、結果についてプロポーザル参加資格確認結果通知書(様式3)により通知する。

8 提案書の提出

別添の「沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託仕様書」の内容を参照のうえ、提案書を作成すること。

- (1) 提出書類 ア. 提案書鏡(様式4-1)
イ. 会社概要調書(様式4-2)
ウ. 業務実施体制表(様式4-3)
エ. 提案書(任意様式)
オ. 参考見積書(任意様式)
カ. 工程表(任意様式)
キ. その他必要と思われる資料
- (2) 提出部数 ・ 正本1部、副本3部
・ PDFデータ一式
- (3) 提出方法 持参または郵送により提出(平日午前9時から午後5時まで)
郵送の場合は、配達日時及び配達された事を証明できる方法とする。
- (4) 提出先 14に記載の担当部署
- (5) 提出期間 令和8年4月13日 午前9時から
令和8年4月24日 午後5時まで

9 提案書に記載を要する事項

- (1) 提案書(任意様式)
 - ・ 企業名の記載、押印等は正本のみに行い、副本については、提出者を特定することができる内容(具体的な会社名や記号等)は記載しないこと。
 - ・ 提案書は、両面使用で10ページ(用紙5枚)以内とし、表紙、目次は含めないものとする。
 - ・ 専門的な知識を持たない者でも理解できるように簡潔に記載すること。
- (2) 業務参考見積書(任意様式)
仕様書の業務内容に則して作成した提案書の内容を実行するための費用を、業務内訳がわかるように見積もること。
金額は税抜きとし、税込み額もわかるようにすること。

10 審査

(1) 審査基準

別に定める審査基準のとおり。

(2) 審査方法

市で設置する審査委員会において、審査基準に基づき、事業者からの提案を評価、審査する。審査委員の評価点を合計した得点の最も高い事業者を優先交渉者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い事業者から順に交渉を行う。

評価点を合計した得点が高点の場合は、審査員の合議により、優先交渉者を決定するものとする。

なお、提案書の提出が10件を超えた場合は、書類選考による一次審査を実施することがある。

(3) 提案のプレゼンテーション

提案書を提出した事業者は、提出した提案書の内容をもとにプレゼンテーションを行うものとする。

なお、一次審査を実施した場合は、一次審査を通過した事業者が、プレゼンテーションを行うものとする。

①プレゼンテーション実施日：令和8年5月8日（金）

②プレゼンテーション実施場所：沼田市役所

※日時場所等の詳細は、別途電子メール等にて連絡する。

③プレゼンテーション出席者：実施体制表の管理責任者及び担当者を含め、3名以内とする。

④その他：1事業者あたり提案15分、質疑10分程度

1.1 契約及び事業の実施

(1) 契約の手続

- ・ 優先交渉者は沼田市との間で、業務委託請負契約の交渉を行い契約を締結する。（契約を締結した事業者を「契約事業者」といいます。以下に同じ。）
- ・ 提案内容が、そのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、提案を基に沼田市とあらかじめ内容を協議し決定する。
- ・ 契約形態は随意契約とし見積書の提出を求める。なお、契約金額は原則として提案された見積額の範囲内とする。
- ・ 優先交渉者との交渉が不調となった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 業務管理

- ・ 契約事業者は、契約書及び監督員の承諾を得た仕様書等に基づき、市の指示に従い業務の進行管理を行う。
- ・ 業務を進める上で、調査等が必要になった項目については、必ず監督員と協議し進めること。

(3) 契約保証金

- ・ 沼田市契約規則による。

(4) 支払条件

- ・ 前払いなし
- ・ 部分払いなし

1.2 失格事項

- ・ 定められた期間内に提案書が提出されなかったとき。
- ・ 提案書の内容が、この実施要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- ・ 提案書に著しい不備又は虚偽の記載があると認められるとき。
- ・ 審査委員会への接触や他の提案者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正又は悪質な行為をしたとき。

1.3 その他の注意事項

- ・ 提案書の作成、提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・ 参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。
- ・ 提案書提出期間内であれば、提出した提案書の内容追加、修正等を行うことができる。
- ・ 提案は1者につき1案のみ提出すること。
- ・ 提出された関係書類等は返却しない。
- ・ この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの内容に関しては、日本国の関係法令及び沼田市の規則等の定めるところによる。

1.4 担当部署（提出・問合せ先）

〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地

沼田市役所 産業振興課 企業誘致推進室

電話番号：0278-23-2111（内線5007）

FAX番号：0278-24-5179

メールアドレス：sangyo03@city.numata.lg.jp